



平成18年5月22日

各 位

会社名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 木下栄一郎
(コード番号9048 東証・名証各第1部)
問合せ先 広報宣伝部長 武藤雅之
(TEL 052-588-0813)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の当社第142回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

(1) 会社法施行に伴う変更

平成18年5月1日に、「会社法」(平成17年法律第86号)が施行されたことに伴い、定款で定めることが可能となる事項等につき、次のとおり変更するものであります。

ア 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)

により、定款に規定されているとみなされている事項について、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨を第4条、株式に係る株券を発行する旨を第7条としてそれぞれ新設し、また、株主名簿管理人を置く旨を現行定款第11条を変更し、第12条として規定するものであります。

イ 単元未満株式の権利を明確に規定することが認められたことから、単元未満株式の権利の一部を制限するため、第10条として新設するものであります。

ウ 株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆様に対して提供したものとみなすことが認められたことから、インターネットの利便性を考慮し、第17条として新設するものであります。

エ 議決権の代理行使について、代理人の数を定めることが認められたことから、代理人を1名と明確にするため、現行定款第17条を変更し、第19条として規定するものであります。

オ 書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことが認められたことから、取締役会をより機動的に運営することができるよう第27条として新設するものであります。

カ 社外取締役に加え、社外監査役との間においても責任限定契約を締結することが認められたことから、社外取締役および社外監査役として、幅広い人材の登用ができるよう、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨を第30条および第38条としてそれぞれ新設するものであります。

なお、第30条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 電子公告制度採用に伴う変更

周知性の向上および経費の節減をはかるため、公告方法として電子公告を採用するとともに、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるもので、現行定款第4条を変更し、第5条として規定するものであります。

(3) 取締役の員数の変更

取締役の員数を現状の取締役員数に合わせた水準に改めるため、32名以内から25名以内に引き下げるもので、現行定款第18条を変更し、第20条として規定するものであります。

(4) 転換社債に関する規定の削除

当社が発行したすべての転換社債の転換請求期間が満了したことに伴い、現行定款第37条を削除するものであります。

(5) その他

全般にわたり、用語、引用条文の変更のほか、文言の修正、追加および削除、構成の整理、条数の整備など、所要の変更を行うものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(———は変更か所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(新 設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、名古屋市において発行する中日新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (株式の総数)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p>

当社の発行する株式の総数は、18億株とする。

(新 設)

第6条 (自己株式の取得)

当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

第7条 (1単元の株式の数)

当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。

(新 設)

第8条 (単元未満株券の不発行)

当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。

(新 設)

第9条 (単元未満株式の買増し)

当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。

第10条 (株券の種類)

当社の発行する株券の種類は、取締役会で定め

当社の発行可能株式総数は、18億株とする。

第7条 (株券の発行)

当社は、株式に係る株券を発行する。

第8条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)

当社の単元株式数は、1,000株とする。

当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(削 除)

第10条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第11条 (単元未満株式の買増し)

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(削 除)

る株式取扱規則による。

第11条（名義書換代理人）

当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株券喪失登録に係わる手続、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人が取扱い、当社においては取扱わない。

第12条（株式の取扱）

株式の名義書換、株券喪失登録に係わる手続、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。

第13条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項その他定款に定めのある場合のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

第14条（招集の時期）

定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

（新 設）

第15条（招集者及び議長）

株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代る。

第12条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第13条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（削 除）

第3章 株主総会

第14条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(新 設)

(新 設)

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数によってこれを行う。

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を差し出さなければならない。

(新 設)

第4章 取締役及び取締役会

第18条 (定員)

当社の取締役は、32名以内とする。

第19条 (選任)

(条文省略)

前項の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを行う。

取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第20条 (員数)

当社の取締役は、25名以内とする。

第21条 (選任方法)

(現行どおり)

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第21条（代表取締役）

当社の代表取締役は、取締役会の決議によってこれを定める。

（新 設）

第22条（役付取締役）

取締役会の決議によって取締役中から会長、副会長、社長各1名及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（相談役、顧問）

（条文省略）

（新 設）

第24条（報酬）

取締役の報酬は、株主総会においてこれを定める。

第25条（取締役会招集の通知）

取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

（新 設）

第22条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（削 除）

第24条（相談役及び顧問）

（現行どおり）

第25条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（削 除）

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新 設)

第26条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規則による。

(新 設)

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

第27条 (定員)

(条文省略)

第28条 (選任)

(条文省略)

前項の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを行う。

第29条 (任期)

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第30条 (常勤の監査役及び常任監査役)

監査役は、その互選によって常勤の監査役を定め、必要により常任監査役を定めることができる。

(新 設)

第27条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第29条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (社外取締役との間の責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第31条 (員数)

(現行どおり)

第32条 (選任方法)

(現行どおり)

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条 (常勤の監査役及び常任監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。

第31条（報酬）

監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める。

第32条（監査役会招集の通知）

監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

（新 設）

第33条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規則による。

（新 設）

（新 設）

第6章 計 算

第34条（営業年度及び決算期）

当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。

第35条（利益配当金の支払）

当社の利益配当金は、決算期の最終の株主名簿に記載または記録の株主に支払う。

第36条（中間配当金の支払）

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録の株主に対し、中間配当金を支払うことができる。

（削 除）

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第36条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第37条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条（社外監査役との間の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

第6章 計 算

第39条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第41条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

<p><u>第37条 (転換社債の転換に伴う利益配当金等の取扱)</u></p> <p><u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金及び中間配当金の支払いは、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとして取扱う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第38条 (利益配当金等の除斥期間)</u></p> <p><u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>第42条 (配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成18年6月28日

定款変更の効力発生日

平成18年6月28日

以上